

令和 8 年度香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会

開 催 結 果

1 日 時

令和 8 年 7 月 31 日（金） 午後 2 時～午後 3 時 42 分

2 場 所

アイパル香川 3 階第 1 会議室

3 出席者

○委 員 木村晃子、國村一郎、高岡令子、筒井由果、西亀泰、武藤幸雄
（敬称略）

○ 県 藤倉農政水産部次長、平尾農村整備課長、安藤課長補佐、
川田副主幹、井之川主任

○傍聴者 1 名

4 開催（審議）内容

- (1) 令和 7 年度中山間地域等直接支払制度の実績
- (2) 令和 8 年度における制度の推進について

5 配付資料

資料 1：委員会の公開・傍聴について

資料 2：令和 7 年度中山間地域等直接支払制度の実績について

資料 2：令和 8 年度中山間地域等直接支払制度の推進方針について

6 開催（審議）結果

- (1) 令和 7 年度中山間地域等直接支払制度の実績

中山間地域等直接支払制度の概要を説明したのち、令和 7 年度の実施状況を説明し、意見交換を実施した。

- (2) 令和 8 年度における制度の推進について

中山間地域等直接支払制度第 6 期対策の 2 年目にあたる令和 8 年度の推進方針について説明し、意見交換を実施した。

委員からの意見は以下のとおり。

7 主な内容・意見

○ 令和7年度中山間地域等直接支払制度の実績

委員・当制度の対象地域である5法指定地域とはどういうものか。また、高松市や丸亀市などで指定地域に入っていないエリアがあるのは何故か。平野部も多い坂出市が全域指定なのは何故か。

→5法指定地域は、過疎法や山村振興法など地理的・社会的条件が不利な地域の自立や特定の産業・都市機能の誘導による国土の均衡ある発展を目的とした法律で指定された地域を指すもので、旧市町村単位で区分けされている。その基準は法律により異なるが、「林野率が何%以上」「人口減少率何%以上」「急傾斜農地が全耕地面積の何%以上」等によりエリア指定されている。そのため高松市でも旧塩江町や旧雌雄島村などは該当するが平野部は対象とならない。坂出市の場合は五色台や府中町周辺の傾斜地での樹園地が多いため、市の全耕地面積に対する割合が高く、全域指定になっている。

委員・6期対策初年目で前年よりも非農業者が70人増加しているがどのような理由か。

→6期対策から「多様な組織等の参画」に取り組めば8割単価（基礎単価）から10割単価（体制整備単価）に取り組める内容に変更している。具体的には協定参加者の1割以上非農業者が加入すれば10割単価に取り組めるようになり、その結果、非農業者が大幅に増えている。

委員・制度を活用して非農業者を増やすというのではなく、自発的に集落協定に参加しようという動きというのはあるか。

→集落協定の中には、協定参加者とは別に「草刈り隊」が組織されているところもあり、地域の活動に参画している人たちがいると聞いている。そういう方々には作業中の事故に備えボランティア活動保険を掛けていると聞いている。

委員・前年に比べて交付面積も協定参加者数も減少している中で、交付額がほぼ横ばいなのは何故か。

→ネットワーク化加算やスマート農業加算等を活用することで、基本的な単価に加算額が上積みされていることが関係している。

委員・県はスマート農業加算を推進していくとの方針だが、協定参加者の高齢化が進行している状況で、スマート農業の活用は進むのか。

→協定参加者自らがスマート農業機器（ドローンなど）を操作するのではなく、交付金を活用して業者に委託するため、協定参加者の負担は大幅に減っており利用者からは喜ばれていることから、活用は進むと考える。

○令和8年度中山間地域等直接支払制度の推進

委員・香川県の協定参加者の1人当たり交付金額は6.9万円だが、他県と比較した場合、多いのか少ないのか。

→北海道を除いた都府県の平均と比較しても、香川県は集落全体が小さいため協定面積も小さい。また、10割単価（体制整備単価）の割合が都府県では8割以上であるのに対して香川県は3割程度であることから、1人当たり交付単価が都府県平均や中四国9県平均よりも少ない。本県が1人当たり交付金額を増やすためには8割単価（基礎単価）から10割単価（体制整備単価）への協定数を増やすなり、スマート農業加算等の加算措置に取り組む必要がある。

委員・「多様な組織等の参画」を重点的に推進するとのことだが、農業者以外の人が入っても完全なボランティア（無報酬）ではなかなか難しいと思うが、なにかインセンティブを考えているか。

→協定に参画している非農業者は、以前はこの地域に住んでいた人らであり、金銭的なものよりも一緒に地域を守っていこうという動機で参画している人が多いと聞いている。

委員・資料では集落協定参加者の年代別年齢構成比を示しているが、参加者数で見ると10年間でどの程度減少しているのか。

→2025年の協定参加者数は5,120人で2015年の6,225人に比べて1,105人の減、割合では17.8%減少している。協定数で比較すると5.7%減なので、1協定当たりの参加者数は減少率が高い。このことから協定参加者の年齢構成比を下げ、参加者数を増やす手段として、非農業者の参画を推進していくことは重要と考える。

○全体を通して

委員・中山間直払いは都道府県毎の規模（広さ）に応じて助成金単価等を考えてくれれば、この制度をもっと上手く活用できるのではないか。中山間地域は農業関係者だけで解決する問題ではない。学校や地域の人がどれだけ中山間地域に関心を持ち参画してくれるか、ではないか。

→地域により条件は違うことから単価などにも差があっても良いのではないかという意見については同意できるが、現時点ではこの制度は全国同一要件で仕組まれている。制度の改善については県としても毎年、国には要望は伝えている。本制度は農業という観点だけではなく地域を守るという観点もあると思うので、地域の人らにも参画していただきたいという視点は我々も持っている。

委員・対象となる地域の地図を見る限りでは、対象となる農用地がどのくらいあるのかが判然としない。取り組める農用地がどのくらいあり取り組んでいる農用地がどのくらいあるのか、国は把握しているのか。

→国では、取り組める面積に対して取り組んでいる面積をカバー率として把握し

ており、そのカバー率が低い市町村に対して国は今年度中に直接指導に当たることとしている。

委員・国が作成した直払い見直しの資料には、郵便局と連携や事務負担の軽減が書かれているが、事務負担は大きいのか。香川県では郵便局が事務代行をしている協定はあるのか。

→国は交付申請の事務処理等を行っている農業者に対しデジタルの活用を促しているが、高齢者にはP C操作のほう負担があるとの話も聞く。本県では郵便局による事務代行の事例は無い。郵便局に事務委託した場合、交付金から事務委託費を支払うこととなるため、交付金額が少ない協定ではメリットは少ないのではないかと。

委員・直払いの交付金とは別に、追加で助成している事例は無いか。

→追加で助成している事例は無い。直払いは事業費の50%を国、残り25%ずつを県、市町村が負担することで決められている。別事業を仕組めば予算を組むことは可能であるが、同じ目的のものには投資できない。